

参考資料 1

指定工事事業者に係る情報提供の具体的なモデル提案

水道事業者が情報提供を行う上での関係法令等に係る調査結果を参考に修繕工事対応指定給水装置工事事業者リストホームページのモデル例を以下に示す。

ホームページモデル例

〇〇市水道局

〇〇市トップページ>水道局トップページ>指定給水装置工事事業者

☆指定給水装置工事事業者

給水装置工事を行う場合は、水道局の指定工事事業者へご依頼下さい。

※水道工事の契約は、指定給水装置工事事業者とお客さま自身との間で行っていただくものです。つきましては、工事後のトラブルなどを避けるため、次の事項に十分ご留意下さい。

- ・希望する内容の工事を行うことができる指定給水装置工事事業者であることを確認してください。
- ・なるべく複数社から見積書を取り、内容を検討してください（見積もり有料となる場合もありますので、事前にご確認下さい）。
- ・工事が始まる前に「工事の内容・費用・アフターサービス」などについて、十分な説明を受けて下さい。

☆指定給水装置工事事業者について

平成8年の水道法改正により給水装置工事事業者の指定制度が創設され、全国一律の要件で、給水装置工事の事業を行う者の申請に基づき、当該水道事業者が工事事業者を指定する者です。

☆指定給水装置工事事業者リスト → クリック

〇〇市に登録されている指定給水装置工事事業者の一覧表です。

☆修繕工事対応指定給水装置工事事業者について

全指定給水装置工事事業者に対して、修繕対応に関する調査（休業日・修繕対応時間）を行い、この結果から修繕対応可能で公表を了解している指定給水装置工事事業者です。

☆修繕工事対応指定給水装置工事事業者リスト → クリック 画面①へ

〇〇市に登録されている修繕工事対応可能指定給水装置工事事業者の一覧表です。

画面①

〇〇市水道局 修繕工事対応指定給水装置工事事業者リスト

※本リストの内容は指定工事事業者の届出内容をそのまま掲載したものです。なお、この他にも修繕対応可能な指定工事事業者がありますので、直接事業者にご確認下さい。

(平成〇〇年〇月現在)

事業者名	代表者名	所在地	電話番号	休業日	修繕 対応時間
〇〇設備(株)	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇1-1-1	03-0000-0000	日曜・月曜	8:00～19:00
△△工務店	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇1-1-2	03-0000-0001	土曜・日曜	9:00～18:00
(株)××設備	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇1-1-3	03-0000-0002	水曜	24時間
〇〇住設	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇1-1-4	03-0000-0003	日曜・祝日	9:00～23:00
△△水道(有)	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇1-1-5	03-0000-0004	月曜	8:00～20:00
(株)××工業	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇1-1-6	03-0000-0005	年中無休	24時間

【豊中市の事例】

豊中市では、従来から、宅地内の修繕については水道局または指定工事事業者での施工として、所有者または使用者の選択により、水道局あるいは指定工事事業者に依頼することで対応してきた。しかし近年、給水器具の多種多様化により修繕対応が困難度を高めたことや、住宅の高級化による修繕後の復旧の限界、さらには水道局の施工と指定工事事業者の施工との違いで修繕費用に格差が生じ、市民から問題を指摘する声もあったことなども考慮して、メーター下流側の修繕については全て指定工事事業者に委ねるとの基本的方針を確認。平成17年5月に「給水装置維持管理検討部会」を設け、協議検討を行った。

また、指定給水工事事業者の修繕対応に関する状況を把握するため、同年8月、全指定工事事業者を対象にアンケート調査を実施。市民から給水管等の修繕依頼があった場合の受付状況、あるいは修繕対応状況などに関する現状把握も併せて実施した。

市民からの修繕依頼については、緊急性の高いものから低いものまで、さまざまなケースがあるが、市民に早急な対応を望む市民意識を十分に考慮する必要があることはいうまでもない。水道局では、市民からの道路部及び宅地内の突発的な修繕依頼に対して、土日・祝日も含めて24時間対応できる体制をとっている。

修繕対応が可能との意思表示を行った指定工事事業者のリストの公表にあたっては、「修繕対応可能で公表を了解した指定業者である」との一文を記し、その一覧表をホームページで紹介。広報誌（とよなかの水道）に掲載して年に2回、全戸配布している。また、お客さまサービスセンターの窓口でも一覧表を配布している。

電話等で市民から業者紹介の依頼が寄せられた場合は、このリストから最寄りの指定工事事業者を数社紹介している。ただ、それまでの水道局直営で安価で対応できたものと異なり、指定工事事業者に移行したことで料金が高くなったケースが多く、これに起因する市民からの苦情は増加している。

なお、修繕対応が可能指定工事事業者リストの作成にあたって、全指定工事事業者に対してアンケート調査を実施したが、これは当初の作成時の1回のみである。その後の変更は各工事事業者からの申請を基に対処しており、新規の指定工事事業者については、指定時に同様のアンケートを行っている。



指定工事業者一覧表



指定工事業者一覧表（トップページ）

給水装置工事を行う場合は、水道局の指定工事業者へご依頼ください。一覧表は逐次更新（毎月1回以上）されております。

本ページから指定工事業者を探すことができますので、お役立てください。

業者全体から探すには...

- [指定工事業者一覧表（アイウエオ順）](#) H20.3.28 更新
- [指定工事業者一覧表（指定店ナンバー順）](#) H20.3.28 更新

お住まいの住所地などから業者を探すには...

- [指定工事業者一覧表（市内業者版）](#) H20.2.21 更新
- [指定工事業者一覧表（市外業者版）](#) H20.3.28 更新 ※地名毎にアイウエオ順で表示

修繕対応可能な業者をお探しなら...

- [修繕対応可能な指定給水装置工事業者一覧表（市内業者版）](#) H20.3.28 更新
- [修繕対応可能な指定給水装置工事業者一覧表（市外業者版）](#) H20.3.28 更新

修繕対応可能な指定給水装置工事事業者一覧表(1)

下記の一覧表は、修繕対応可能で、公表を了解した指定工事業者です。なお、この他にも修繕対応可能な指定工事業者がありますので、[直接事業者にご確認](#)ください。

平成 20 年 4 月 30 日現在

詳細のお問い合わせについて

水道管の修繕に関すること……水道維持課(06-6858-2971)まで
指定給水装置工事事業者について……給排水課(06-6858-2961)まで

インデックス

[市内業者版](#) | [市外業者版](#) | [事業者一覧表全体](#)

市内業者

この表は事業所所在地順(あいうえお順)にしています。

指定工事業者名	事業所所在地	電話番号
〇〇〇〇工業所	〇〇〇1-13-1	〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇設備	〇〇〇1-1-83	〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇2-19-6	〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇工業(株)	〇〇〇1-2-3	〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇水道工業所	〇〇〇1-8-16	〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇設備	〇〇〇3-7-13	〇〇〇〇-〇〇〇〇
(株)〇〇〇〇〇	〇〇〇4-1-14	〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇設備工業	〇〇〇2-2-3	〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇水道工業	〇〇〇3-1-18	〇〇〇〇-〇〇〇〇
(株)〇〇水道工業所	〇〇〇1-3-1	〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇水道工業所	〇〇〇5-7-6	〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇設備工業(株)	〇〇〇2-9-23	〇〇〇〇-〇〇〇〇
(株)〇〇〇〇	〇〇〇4-18-18	〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇空調(株)	〇〇〇3-4-13	〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇設備工業	〇〇〇5-15-7	〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇建設(株)	〇〇〇2-7-22	〇〇〇〇-〇〇〇〇

【横浜市の事例】

横浜市では、それまで水道局が直営施工していたメーター下流側の修繕を、平成19年4月から民間の給水工事事業者が施工することになった。これに伴って、お客様サービスに支障が起きないように、従来、水道局が行ってきた修繕対応と同様な対応が可能な指定工事事業者（水道工事店）を水道局が登録する「登録制度」、さらにお客様から修繕工事に対応できる工事事業者の紹介希望が寄せられた場合に、水道局が登録した指定給水工事事業者を紹介する「紹介制度」を新たに創設した。

1) 登録制度

修繕対応等が可能な指定工事事業者を水道局が登録する制度であり、その方法は、登録を希望する指定工事事業者から申請書など必要な書類を提出。これを受けて、水道局が審査を行い、登録の手続きが完了する。

登録のための要件として、①；漏水修繕の対応が可能な横浜市の行政区を明確にすること、②；修繕相談受付、修繕対応、苦情相談対応時間は、水道局が定める時間帯のいずれかに対応できること（昼間；午前8時から午後8時まで・夜間；午後8時から翌午前8時まで）、③；②で工事事業者自らが登録した対応時間内に、連絡が確実にとれる連絡先及び対応時間外の緊急連絡先を提示すること、④；休業日が明確であること、⑤；①の定めによる各登録事業者からの届出で漏水修繕対応ができない横浜市の行政区が生ずるとき、もしくは④で定めた各登録事業者の休業日が重なるなどの理由により、すべての登録事業者が修繕対応できない空白日が生じるときは、水道局と協議のうえ、休業日等の変更について協力すること、⑥；お客様との契約内容を確実に誠実に履行することを誓約すること。

2) 紹介制度

メーター下流側の修繕工事が民間に移行されるのに伴い、工事を依頼する場合は、お客様自身で工事事業者を選定しなければならない。しかし、民間が行う修繕工事費については、事業者それぞれで大きく異なる場合も想定され、また、修繕を受け付けている時間も異なる。

そうした時に、お客様が安心して工事事業者を選ぶことができるように設けられた制度であり、新たなお客様サービスとして実施されたものである。

こうした制度が創設され、実際に運用されるにあたっては、お客様サービスの充実、また質的向上が期待されるとともに、行政（水道局）に対する市民の信頼に応え、ひいては指定工事事業者の育成・強化に大きく貢献しているといえよう。

水道局で登録し、紹介する工事事業者のリストは、水道局のホームページで

紹介されている。このリストには工事事業者から提出され、公開を了解した「登録事業者名」「事業所所在地」「電話番号」「指定番号」のほかに、休業日と対応可能時間についても掲載している。

横浜市のホームページ

指定給水装置工事事業者

指定給水装置工事事業者や水道局が紹介する漏水修理事業者に関する情報を掲載した指定給水装置工事事業者向けのコンテンツです。

指定給水装置工事事業者について

指定給水装置工事事業者の指定制度やその申請方法。

[指定給水装置工事事業者についてのページへ](#)

指定給水装置工事事業者リスト

横浜市に登録されている指定給水装置工事事業者の登録リスト。

[指定給水装置工事事業者リストのページへ](#)

漏水修理事業者について

横浜市水道局が紹介する漏水修理事業者の概要やその申請方法。

[漏水修理事業者についてのページへ](#)

漏水修理事業者リスト

横浜市に登録されている漏水修理事業者のリスト。

[漏水修理事業者リストのページへ](#)

漏水修理事業者について

蛇口から水道メーターまでの漏水修理は、これまで民間の水道工事店あるいは水道局が施工していましたが、民間の水道工事店の修理体制も整ってきたため、平成19年4月1日からすべて民間の水道工事店施工に変更しました。

修繕施工者の変更に伴い、お客さまが安心して漏水修理を依頼していただけるよう、漏水修理に関して水道局からの紹介を希望する水道工事店(指定給水装置工事事業者)を水道局が登録してお客さまに紹介します。

申請方法

1 主な登録要件

水道メーター下流側の漏水修繕が可能な横浜市の行政区を明確にすること。

修繕相談受付、修繕対応、苦情相談対応時間は、次のいずれかに定める時間帯に対応できること。

修繕受付、修繕対応時間、苦情相談対応時間	
昼間	午前8時00分から午後8時00分まで
夜間	午後8時00分から翌午前8時00分まで

対応時間内における連絡先および対応時間外の緊急連絡先を提示すること。

定休日および定休日以外の休業日を明確にすること。

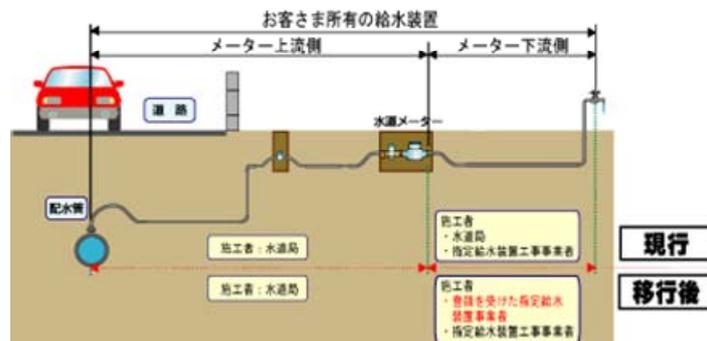
局に対し、お客さまとの契約内容を確実かつ誠実に履行することを誓約すること。

2 登録申請受け付け、紹介の開始時期

受付場所: 横浜市水道局給水課(横浜市中区港町1-1 関内中央ビル2F)

* 郵送不可

漏水修繕の施工者説明図



漏水修理事業者リスト

蛇口から水道メーターまでの漏水修理事業者とは

お客さまが安心して漏水修理を依頼していただけるよう、漏水修理に関して水道局からの紹介を希望する水道工事店(指定給水装置工事事業者)を水道局が登録してお客さまに紹介します。

漏水修理登録事業者の申請状況

平成 20 年 3 月 17 日現在の申請状況を行政区ごとに掲載しました。

確認したい行政区をクリックしてください。

平成 20 年 3 月 17 日現在

鶴見区  (PDF 82KB)	神奈川区  (PDF 82KB)	西区  (PDF 74KB)	中区  (PDF 73KB)	南区  (PDF 84KB)	港南区  (PDF 83KB)
保土ヶ谷区  (PDF 85KB)	旭区  (PDF 85KB)	磯子区  (PDF 86KB)	金沢区  (PDF 76KB)	港北区  (PDF 84KB)	緑区  (PDF 78KB)
青葉区  (PDF 76KB)	都筑区  (PDF 74KB)	泉区  (PDF 83KB)	栄区  (PDF 74KB)	戸塚区  (PDF 83KB)	瀬谷区  (PDF 77KB)

蛇口から水道メーターまでの漏水修繕登録事業者申請リスト

平成20年〇月〇日現在

〇〇区

休業日	対応時間	登録事業者名	登録事業者所在地	電話番号	指定番号
日曜日 祝日	午前8時から 午後8時まで	〇〇住設	〇〇市〇〇区〇〇1-1-1	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	×××
年中無休	午前8時から 午後8時まで	(有) 〇工業	〇〇市〇〇区〇〇1-1-2	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	×××
日曜日 祝日	午前8時から 午後8時まで	〇〇工業(株)	〇〇市〇〇区〇〇1-1-3	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	×××
日曜日 祝日	午前8時から 午後8時まで	〇〇〇	〇〇市〇〇区〇〇1-1-4	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	×××
日曜日 祝日	午前8時から 午後8時まで	〇〇水道	〇〇市〇〇区〇〇1-1-5	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	×××
日曜日 祝日	午前8時から 午後8時まで	〇〇工務店	〇〇市〇〇区〇〇1-1-6	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	×××
日曜日 祝日	午前8時から 午後8時まで	〇〇設備	〇〇市〇〇区〇〇1-1-7	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	×××
日曜日 祝日	午前8時から 午後8時まで	〇〇住設	〇〇市〇〇区〇〇1-1-8	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	×××
日曜日 祝日	午前8時から 午後8時まで	(有) 〇工業	〇〇市〇〇区〇〇1-1-9	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	×××
年中無休	午前8時から 午後8時まで	〇〇工業(株)	〇〇市〇〇区〇〇1-1-10	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	×××
日曜日 祝日	午前8時から 午後8時まで	〇〇〇	〇〇市〇〇区〇〇1-1-11	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	×××

宅地内水道メーター下流側漏水修繕の登録制度・紹介制度について

1 概要

従前は水道局でも一部施工していた宅地内水道メーター下流側（メーターから蛇口まで）の漏水修理工事について、平成19年度からは給水装置の所有者であるお客様がすべて横浜市指定給水装置工事事業者（以下、工事事業者という。）に依頼し、修理していただくこととなりました（民間化）。登録制度・紹介制度は、この変更に伴いお客様自身で工事事業者を選定する必要となったことから、お客様サービスに支障がないよう水道局が定めた登録要件を満たす工事事業者を局が登録「登録制度」し、お客様から紹介依頼があった場合に、局が委託する紹介事業者を通じ登録した工事事業者を紹介「紹介制度」するものです。

2 登録制度

次の要件をすべて満たす修繕対応等が可能な指定工事事業者を局が登録します。

（1）主な登録要件

- ① 横浜市指定給水装置工事事業者であること。
- ② メーター下流側の漏水修繕対応が可能な行政区を明確にすること。
- ③ 修繕相談受付、修繕対応、苦情相談対応時間は、次のいずれかに定める時間帯に対応できること。

昼間	午前8時00分から午後8時00分まで
夜間	午後8時00分から翌午前8時00分まで

- ④ 対応時間内の連絡先及び対応時間外の緊急連絡先を提示すること。
- ⑤ 定休日及び定休日以外の休業日を明確にすること。
- ⑥ お客様との契約内容を確実に誠実に履行することを誓約すること。

（2）登録事業者の責務

- ① 修繕内容ごとの標準的な価格例を明示する。
- ② 修繕工事着手前に、お客様へ十分な説明を行い概算見積書を提示する。
- ③ お客様から苦情があった場合、適切に対応する。
- ④ 紹介事業者から修繕及び苦情の内容の報告を求められたときは、迅速に報告を行う。

（3）登録事業者数

143社（平成21年3月1日現在）

3 紹介制度

お客様が安心して修繕事業者を選定できるよう水道局に登録された工事

事業者の紹介や、修繕工事に関する相談等ができるようにお客様サービスを実施するものです。

(1) 紹介事業者「横浜水道メンテナンスサービス」の業務内容

ア お客様から漏水修繕等の相談があった場合の24時間受付・対応

イ お客様から修繕事業者の紹介依頼があった場合の登録事業者の紹介

ウ 登録事業者に関する指摘があった場合のお客様対応、登録事業者への対応指示及び当局への対応結果報告

エ 登録事業者以外の指摘がお客様からあった場合の相談対応及び適切な助言

オ 登録事業者の登録情報管理

(2) 紹介方法

お客様の特別な希望がない場合は、お客様が居住している行政区の対応が可能な登録事業者を順次紹介（3社程度）する。

局が紹介する水道メーター下流側の漏水 修繕事業者募集のお知らせ

横浜市水道局では、宅地内水道メーターから蛇口までの漏水修繕の水道局職員による施工を平成19年3月31日に廃止し、すべて横浜市水道局指定給水装置工事事業者施工に移行します。

1 漏水修繕事業者の登録の概要

お客様から水道局へ宅地内水道メーターから蛇口までの漏水修繕事業者の紹介依頼があった場合、局に登録した横浜市水道局指定給水装置工事事業者をお客様に紹介します。この登録を希望する横浜市水道局指定給水装置工事事業者を募集します。

2 主な登録要件

- ・水道メーター下流側の漏水修繕が可能な横浜市の行政区を明確にすること
- ・修繕相談受付、修繕対応、苦情相談対応時間は、次のいずれかに定める時間帯に対応できること

修繕受付、修繕対応時間、苦情相談対応時間

昼間	午前8時00分から午後8時00分まで
夜間	午後8時00分から翌午前8時00分まで

3 登録申請受付、紹介の開始時期

登録申請受付：平成18年12月5日から

紹介開始：平成19年4月1日から

4 登録申請の説明会

- ・開催日：平成18年12月19日（火）
- ・開催場所：横浜市市民文化会館館内ホール 小ホール
（横浜市中区住吉町4-42-1）
- ・開場時間：午前9時30分
- ・開始・終了時間：午前10時から11時まで

※ 詳細は、水道局ホームページ又は各給水維持課、各事務所で配布している「宅地内水道メーター下流側修繕事業者の登録募集要領」をご覧ください。

申請書等の提出先及び問合せ先：横浜市水道局給水部給水課 電話045（671）3088

宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者の登録募集要領

1 登録募集の目的

宅地内水道メーター下流側の漏水修繕の水道局による施工を廃止することに伴い、水道局（以下「局」という。）が一定の要件を満たした横浜市水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）を登録し、局から委託を受けた者（以下「受託者」という。）が当該指定工事事業者をお客様に紹介するにあたり、受託者からの紹介を希望する指定工事事業者を募集する。

2 修繕工事の範囲等

対象とする修繕工事の範囲は、原則として宅地内水道メーター下流側とする。

3 登録の要件

登録を希望する指定工事事業者のうち、次の要件をすべて満たしたものを登録名簿に登録する。

- (1) 宅地内水道メーター下流側の漏水修繕（以下「漏水修繕」という。）対応が可能な横浜市の行政区を明確にすること。
- (2) 修繕相談受付、修繕対応、苦情相談対応時間は、次のいずれかに定める時間帯に対応できること。

修繕受付、修繕対応時間、苦情相談対応時間

昼 間	午前 8 時 0 0 分から午後 8 時 0 0 分まで
夜 間	午後 8 時 0 0 分から翌午前 8 時 0 0 分まで

- (3) 前号の対応時間内における連絡先及び対応時間外の緊急連絡先を提示すること。
- (4) 定休日及び定休日以外の休業日を明確にすること。
- (5) 局に対し、お客様との契約内容を確実かつ誠実に履行することを誓約すること。
- (6) 漏水修繕対応ができない横浜市の行政区が生じた場合又はすべての登録事業者が修繕対応できない空白日が生じるときは、局と協議の上、漏水修繕対応が可能な横浜市の行政区又は休業日等の変更の要請に応じることができること。

4 修繕費用

当該修繕工事に必要となる費用の額は、お客様と登録を受けた指定工事事業者（以下「登録事業者」という。）との間で決定するものとする。

5 登録事業者の責務

- (1) 登録事業者は、お客様から修繕依頼等があった場合、修繕内容ごとの標準的な価格例を明示しなければならない。
- (2) 登録事業者は、修繕工事着手前に、お客様へ次の事項について十分な説明を行わなければならない。
 - ア 掘削調査等が必要な場合の費用
 - イ 施工方法、使用材料、施工時間等
 - ウ 見積書の内容
- (3) 登録事業者は、お客様から苦情があった場合、適切に対応しなければならない。
- (4) 登録事業者は、第3項第4号に基づき登録した休業日以外にやむを得ず休業する場合は、受託者に前日までに連絡しなければならない。ただし、緊急の場合はその事由が発生したときに速やかに連絡するものとする。

6 修繕工事の施行

登録事業者は、修繕工事の施行にあたり、水道法、横浜市水道条例、横浜市水道局給水装置工事設計・施工指針及びその他関係法令等を遵守し、適正に施工しなければならない。

7 報告の徴収

登録事業者は、局又は受託者に苦情等があった場合、受託者から修繕方法や苦情対応等の内容について報告を求められたときは、2日以内に報告しなければならない。

8 募集の方法等

- (1) 登録を希望する指定工事事業者は、修繕事業者登録要綱第7条に規定にする次の書類を水道局給水部給水課（以下「給水課」という。）に提出しなければならない。
 - ア 宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者登録申請書（第1号様式）
 - イ 横浜市指定給水装置工事事業者指定書の写し
 - ウ 宅地内水道メーター下流側漏水修繕誓約書（第2号様式）
- (2) 登録の募集は随時行い、申請書類を提出した日から14日以内に給水課において第3項に定める登録要件の審査を行い、審査完了日の翌月1日から登録する。
- (3) 登録した登録事業者は、水道局ホームページに掲載する。

9 登録内容の変更等

- (1) 登録事業者は、登録申請書等の内容に変更があった場合は、修繕事業者登録要綱第9条第1項に定める「宅地内水道メーター下流側漏水修繕

事業者登録変更届出書（第4号様式）」を給水課に速やかに提出しなければならない。

- (2) 登録事業者は、登録を辞退する場合は修繕事業者登録要綱第9条第2項に定める「宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者登録辞退届出書（第5号様式）」を給水課に速やかに提出しなければならない。

10 登録要件を満たさなくなったときの届出等

- (1) 登録事業者が、第3項の登録要件を満たさなくなった場合、第5項の登録事業者の責務に反した場合その他登録にふさわしくない事実が判明した場合、局は当該登録事業者から事実を確認した上で、登録を抹消することができるものとする。
- (2) 登録を抹消した場合、局は速やかに修繕事業者登録要綱第10条第3項に定める「宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者登録抹消通知書（第6号様式）」を当該登録事業者に対し、交付するものとする。

11 登録抹消後の再登録

登録の抹消後6ヵ月が経過し、抹消理由に係る事実が解消されたことが確認された場合には再度登録をすることができるが、第8項第1号アからウまでに掲げる書類を給水課に提出しなければならない。

12 指定工事事業者の登録開始時期

平成19年3月1日から開始する。

13 登録事業者の紹介開始時期

平成19年4月1日から開始する。

第 1 号様式

年 月 日

宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者登録申請書

(あて先)

横浜市水道事業管理者
水道局長

(届出者)

事業所住所
事業者名
代表者名
事業所電話番号
指定番号

印

宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者の登録を受けたいので、宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者の登録に関する要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 修繕対応が可能な行政区

- 2 修繕受付、修繕対応時間、苦情対応時間
 - 午前 8 時 0 0 分から午後 8 時 0 0 分まで
 - 午後 8 時 0 0 分から翌午前 8 時 0 0 分まで
 - 上記時間のいずれも対応可

- 3 休業日
 - (1) 通常

 - (2) 夏季休業

 - (3) 年末年始

 - (4) その他

横浜市指定給水装置工事事業者概要

事業所の名称			
事業所の所在地			
事業の範囲			
資本金			
従業員数			
役員の役職及び氏名			
役職	フリガナ 氏 名		
メーター下流側漏水修繕を行う拠点事業所の名称			
上記拠点事業所の所在地			
上記拠点事業所の連絡先	()		
対応時間内の連絡先 (携帯電話も可)	()		
対応時間外の緊急連絡先 (携帯電話も可)	()		
メーター下流漏水修繕に選任する給水装置 工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号		
メーター下流漏水修繕人員体制	人		

第 2 号様式

宅地内水道メーター下流側漏水修繕誓約書

宅地内水道メーター下流側漏水修繕工事を施行するにあたっては、宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者の登録に関する要綱の各規定を遵守するとともに、お客様との契約内容を确实かつ誠実に履行することを誓約いたします。

年 月 日

登録事業者名

代 表 者 名

印

第3号様式

年 月 日

宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者登録決定通知書

事業所所在

事業者名

代表者名

指定番号

横浜市水道事業管理者

水道局長

年 月 日に申請のありました、宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者の登録を行いましたので通知します。

第 4 号様式

年 月 日

宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者登録変更届出書

(あて先)

横浜市水道事業管理者

水道局長

(届出者)

事業所住所

事業者名

代表者名

事業所電話番号

指定番号

印

宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者の登録に関する要綱第 9 条第 1 項の規定により、登録内容を変更したいので、次のとおり届け出ます。

1 変更内容

2 変更日

第 5 号様式

年 月 日

宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者登録辞退届出書

(あて先)

横浜市水道事業管理者

水道局長

(届出者)

事業所住所

事業者名

代表者名

事業所電話番号

指定番号

印

宅地内メーター下流側漏水修繕事業者の登録に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により、登録を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

1 辞退理由

2 辞退日

第6号様式

年 月 日

宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者登録抹消通知書

事業所所在
事業者名
代表者名
指定番号

横浜市水道事業管理者
水道局長

宅地内水道メーター下流側漏水修繕事業者の登録に関する要綱第10条第2項及び第3項の規定により、登録を抹消したので通知します。

1 抹消理由

2 抹消日